

## 2020年度(令和2年度)事業方針

日本国内を取り巻く情勢は、米中貿易摩擦の行方、イギリスのEU離脱問題、中東の緊迫化、国内の慢性的な人手不足などで不透明感があるものの、今年の東京オリンピック開催に向け穏やかな景気回復をしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の世界規模の感染拡大により東京オリンピックの1年延期が決まり、大きな不安を残す状況になっています。

そうした中、労働行政においては働き方改革関連法が施行され、周知・展開されています。

また、労働災害において愛知県内では速報値で死亡者数は45人で、休業4日以上之死傷病災害は6,986人で、平成29年、平成30年と2年連続増加でしたが、昨年は減少傾向となっています。

刈谷署管内では、死亡者数はゼロを達成、休業4日以上之死傷病災害は速報値において493件(前年比+25)でやや増加傾向となり、第13次労働災害防止推進計画の目標達成のためには、論理的な安全衛生管理を推進・定着していくことです。

今年は、働き方改革関連法(特に長時間労働の防止)の定着確認・指導及び労働災害防止対策やハラスメント及びメンタルヘルス対策が重点施策になります。

以上の背景から、当協会は、「働く人すべてが、安心して安全で健康に働ける職場環境づくり」を達成するため、労働基準行政の方針に従い地域行政とも協業し、下記の事項を推進していきます。

### 1. 労働者の労働条件の確保・改善の推進 ～働き方改革の推進～

- (1) 過重労働による長時間労働の防止と健康障害防止対策の支援
- (2) 働きやすい職場づくりの啓発
- (3) 法改正された労働関係法等の内容の周知
- (4) 相談事例等を基にした基本的な労働関係法等の周知

### 2. 労働者の安全と健康の確保対策の推進 ～第13次労働災害防止推進計画 3年目～

- (1) 論理的な安全衛生管理の推進
- (2) ハラスメント対応やメンタルヘルス対策(ストレスチェック等)の支援
- (3) 健康保持増進の啓発

### 3. 各種教育及び情報(法令、指針等)の周知と啓発

- (1) 西三河三協会、愛知県下各労働基準協会との協業による技能講習、特別教育等の充実
- (2) 出張教育による会員へのサービス向上
- (3) 無料相談窓口による安全衛生・労務管理等の助言の実施
- (4) 協会報「KA・RI・YA」及び協会ホームページの活用